

教 職 課 程

履 修 の 手 引

1 教職課程について

教職課程とは、教育職員免許状を取得するために、教育職員免許法に定められた授業科目及び単位を修得する課程です。

2 教員免許状の種類について

(1) 教員免許状の種類

学 群	学 類	免 許 状 の 種 類
人間社会学群	国際言語文化学類	中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語）
	現代法律学類	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（公民）
	産業経営学類	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（公民）

※ 神戸親和女子大学との提携による「小学校教諭免許状（一種）取得プログラム」により、上記3学類においては、小学校教諭一種免許状が取得できます。これについては5ページを参照のこと。

(2) 教員免許状取得のために履修すべき授業科目

教員免許状を取得するために必要な履修科目は、下記の科目群から成り立っており、その履修方法は本規則に従って履修されなければならない。

- ① 教科及び教科の指導法に関する科目
- ② 教育の基礎的理解に関する科目
- ③ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
- ④ 教育実践に関する科目
- ⑤ 大学が独自に設定する科目
- ⑥ 教育職員免許法施行規則に定める科目

「日本国憲法」（2単位）、「体育」（2単位）、「外国語コミュニケーション」（2単位）及び「情報機器の操作」（2単位）

（注）下記の修得単位数は最低必要基準なので、各自余裕を持って履修単位数を修得するように留意すること。

免許状の種類	基礎資格	免許教科	専門教育科目の修得最低単位数				
			教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	英語	38	16	10	7	0
		社会	38	16	10	7	0
英語		38	16	8	5	0	
公民		34	16	8	5	0	

(3) 中学校の教員免許状取得に必要な「介護等の体験」

平成10年4月以後、大学に入学した者が中学校の教員免許状を取得するには、上記(2)に定める授業科目を履修することのほか、特別支援学校及び社会福祉施設等での7日間の介護等の体験が必要で、教員免許状授与申請の際に、介護等の体験をした学校、社会福祉施設等の長が発行した終了証明書を添付しなければならない。後頁の「介護等の体験」の項を熟読すること。

3 教職課程の履修

(1) 教職課程履修上の全般的な注意

近来、情報化・技術化・国際化という社会情勢の変貌に伴って、国民教育の水準が顕著に向上し、教職の専門性が高度に強化されてきている。その反面において、児童・生徒の絶対数の自然減少に対応して、学校教員の採用実態はきわめて困難な状況に置かれている。

既に指摘してきたように、教職課程の履修にあたっては、特に中学校、高等学校の免許取得においては、学群卒業に必要な履修科目や修得単位数に加えて、かなり多くの科目の履修及び単位の修得や学外での教育実習など、事実上過大な負担がかかってくることになる。さらに、教員免許状取得後も、公・私立学校共に、教員採用試験や面接調査、あるいは実務の任用に当たっての難関があり、特に教員の需給関係からの就職困難な実情を認識しておく必要がある。

この意味において、教員免許状取得のための教職課程履修にあたっては、各自において安易に考えることなく、十分に慎重を期して、長期間にわたる継続的な履修計画を立てることによって、最後まで教職志向の熱意と努力をもって進められたい。教職課程履修に関する疑義一般については、実習課に随時問い合わせること。

具体的には、下記の諸事項について日頃から留意しておくことが必要である。

① ガイダンスについて

教職課程履修の要領については、随時ガイダンスを開催する。ガイダンスの目的・内容・対象者・日程については、その都度教職課程掲示板に掲示するので、該当者は必ず出席すること。

止むを得ない理由で欠席する場合は、事前に実習課に届け出ること。

(ガイダンス等の行事に無断欠席の場合は、「教育実習」等を履修することができない。)

② 掲示板について

教職課程掲示板で、ガイダンス等の重要な連絡を行う。掲示の見落としによるガイダンス等の欠席は一切認められないので、常時見落としのないように十分注意すること。

4 教職課程の履修手続

(1) 履修手続

① 教職課程履修登録の届出（2年次4月）

教職課程を履修しようとする者は、所定の期日までに「教職課程履修登録届」に必要事項を記入し、「教職課程履修費」（15,000円）の申込書を証明書自動発行機より発行し、実習課へ提出すること。なお、教職課程履修費は卒業するまで有効である。

② 教育実習参加登録の届出（3年次4月）

教育実習に参加しようとする者は、所定の期日までに「教育実習参加登録届」に必要事項を記入し、実習課へ提出すること。

③ 教育実習履修費の納付（4年次4月）

教育実習参加資格要件を充足したと認められた者は、所定の期日までに「教育実習参加届」に必要事項を記入し、「教育実習履修費」（5,000円）の申込書を証明書自動発行機より発行し、実習課へ提出すること。なお、教育実習委託費については、追って指示する。

5 教育実習とは

教育実習は、教員免許状を取得するための必修科目である。これは、大学において履修してきた教職課程関係科目を通して、学生各自が修得してきた知識や技能を学校教育の指導現場において、具体的な教育実践に直接参加し実務を担当することを通して、正確に理解・把握させることによって、将来有能な教師として必要な資質・能力を充実強化させようとするものである。

教育実習は、日本国憲法及び教育基本法の精神に則り、人間尊重の基本的立場に基づいて教育者としての素養と識見を養い、併せて専門的な知識・技能を一層深めることによって、教育指導の実践的技術を体得することを目的としている。

教育職は高度の専門的職業であり、しかもその対象は心身ともに活発な成長発育の途上にある児童・生徒であるがゆえに、教育実習に参加する実習生は旺盛な熱意と努力をもって、各実習校における教育活動の遂行に責任を果たすことが期待される。このためには、教育実習に当たる者として、特に次の諸点について十分な心得を必要としている。

- ① 教育者としての使命観と、生徒に対する教育的愛情を自覚する。
- ② 教育理念についての基礎的知識と、教育方法や指導技術に取り組む情熱と態度を備える。
- ③ 人間の成長発達についての正しい理解と、専攻領域における教育内容についての創造的な研究開発の実践意欲を習得する。

(1) 教育実習参加登録の手続

教育実習参加を希望する学生は、「教育実習参加登録届」等（ガイダンス時配付）に必要事項を記入の上、所定の期日までに実習課に提出すること。

なお、各地域の教育委員会および各実習校から、実習生受け入れに対する厳しい要望事項として、次の要件が実習生を送り出す大学側に提出されている。単なる資格取得のための実習は一切認めない。

- ① 教職課程関係科目について、いずれも成績優秀であること。
- ② 公立学校教員採用試験（7月下旬ごろ実施）を必ず受験すること。
- ③ 教員採用試験合格者は必ず教員就任を希望すること。